

寒川町審議会等の委員の公募に関する規則新旧対照表

現 行	改 正 案
～ 略 ～	～ 略 ～
(応募資格等)	(応募資格等)
第5条 公募委員に応募することができる者は、 次に掲げる要件のすべてを満たしている者とする。	第5条 公募委員に応募することができる者は、 <u>公募委員に選任される日において</u> 、次に掲げる要件のすべてを満たしている者とする。
(1) 応募時に <u>条例第3条第1号</u> に規定する町民として1年以上経過している満20歳以上の者	(1) _____ <u>条例第3条第1号</u> に規定する町民として1年以上経過している満20歳以上の者
(2) <u>公募委員に選任される日において</u> 、本町の他の審議会等の委員に選任されていない者	(2) _____ <u>本町の他の審議会等の委員に選任されていない者</u>
(3) (略)	(3) (略)
<u>(加える)</u>	2 <u>前項の規定にかかわらず、公募委員に選任された者が、自己の都合により当該公募委員の職を辞したときは、当該職を辞した公募委員の残任期間中に選任される公募委員に応募することができない。ただし、公募委員の職を辞するにあたり、次に掲げる理由があると町長が認めるときは、この限りでない。</u>
	<u>(1) 公募委員が疾病その他の理由により、長期にわたり治療を要することとなったとき。</u>
	<u>(2) 公募委員の家族の介護、看病等が長期にわたり必要となったとき。</u>
	<u>(3) その他町長が特別の事情があることを認めたととき。</u>
2 <u>前項</u> の規定にかかわらず、審議会等の設置目的、委員の構成その他の状況を考慮し特に必要であると認める場合は、他の条件を付し、又は条件を変更して公募することができる。	3 <u>第1項</u> の規定にかかわらず、審議会等の設置目的、委員の構成その他の状況を考慮し特に必要であると認める場合は、他の条件を付し、又は条件を変更して公募することができる。
～ 略 ～	～ 略 ～
<u>別記様式(第8条関係)</u>	<u>別記様式(第8条関係)</u>
<u>別紙のとおり</u>	<u>別紙のとおり</u>
～ 略 ～	～ 略 ～
	附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行し、同日以降に選任する公募委員について、適用する。

別記様式(第8条関係)

(現行)

年 月 日

公募委員応募申込書

(あて先)寒川町長

氏 名

以下のとおり、町の審議会等の公募委員に応募します。

住	所		
連	絡	先	
職	業	生年月日	年 月 日
寒川町との関わり	在住・在勤・在学	性 別	男 ・ 女
審議会等の名称			
自己アピール			
住民活動の経験			
応募の動機			
公募委員の経験がある場合は、その名称と任期	名称	任期	

※ 記入スペースが足りない場合には、別紙(様式は問いません。)に記入し、添付してください。

別記様式(第8条関係)

(改正案)

年 月 日

公募委員応募申込書

(宛先)寒川町長

氏 名

以下のとおり、町の審議会等の公募委員に応募します。

住	所		
連	絡	先	
職	業	生年月日	年 月 日
寒川町との関わり	在住・在勤・在学	性 別	男 ・ 女
審議会等の名称			
自己アピール			
住民活動の経験			
応募の動機			
公募委員の経験がある場合は、その名称と任期	名称	任期	
応募資格(選任日時点)	☐ 寒川町自治基本条例第3条第1号に規定する町民として1年以上経過している満20歳以上である。 ☐ 寒川町他の審議会等の委員に選任されていない。 ☐ 寒川町を含む行政機関の職員でない。 ※全てに当てはまらなければ、応募はできません。		

※ 記入スペースが足りない場合には、別紙(様式は問いません。)に記入し、添付してください。

※ 個人情報の取扱いについて
公募委員の応募、選定等に関し、本申込書に記載した個人情報その他公募委員の応募、選定等に必要な情報について、町長が利用することに同意します。

署名